

◎ 検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律

(平成二十二年十一月三〇日法律第五八号)

一、提案理由(平成二十二年十一月二日・衆議院法務委員会)

(裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律(平二二法五七)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院法務委員長報告(平成二十二年十一月一八日)

(裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律(平二二法五七)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院法務委員長報告(平成二十二年十一月二六日)

(裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律(平二二法五七)の委員長報告と一括して掲載)